

(写)

目選第1092号

平成27年9月18日

目黒区監査委員 横田俊文様
目黒区監査委員 松島達雄様
目黒区監査委員 橋本欣一様
目黒区監査委員 武藤正浩様

目黒区選挙管理委員会
委員長 石橋仁之

平成27年度各部定期監査の結果に対する措置状況について（回答）

平成27年8月21日付け目監第284号により通知がありました、平成27年度各部定期監査の結果に関する措置状況について、地方自治法第199条第12項の規定に基づき下記のとおり回答いたします。

記

	指摘事項	措置状況等
(3)	契約事務における事務処理を誤っていたものなど 10万円未満の委託等契約、30万円未満の工事契約の場合に、見積徴取を1者とする理由について、契約確認票において「緊急対応が必要であるため」を選択しているものの中で、この項目が示す緊急対応には該当しないものが多数あった。また、見積徴取を1者とする理由が別にあるものがあり、その場合は別項目を選択して理由を記載する必要があったが、記載されていなかった。	衆議院が11月に解散し、12月に選挙を執行するために、契約事務を緊急に対応する必要があった。そのため、見積徴取を1者とする理由として「緊急対応が必要であるため」を選択したが、この理由は、「天災地変その他非常緊急の場合」のみであり、衆議院の解散は緊急対応に該当しない。今回は、該当するものと誤認し選択をしてしまった。今後は、緊急の処理が必要な場合でも、できる限り2者以上から見積もりを徴収していく。やむを得ず、1者の随意契約とする場合は適切な理由を選択することとする。
	契約書の作成に当たり、契約締結に不可欠である契約条項を付していないものや、暴力団等排除に関する特約条項、談合その他不正行為に係る契約解除	契約書の作成に当たり、作成者が契約条項及び特約条項を失念し、付することをしなかった。今後、このようなこと

	と損害賠償に関する特約条項を付していないものが多数あった。	がないよう職員に周知徹底を図るとともに、確認をしっかりと行っていくこととする。
--	-------------------------------	---

	意見・要望	措置状況等
	<p>選挙啓発活動の充実と投票率の向上について</p> <p>26年12月執行の衆議院議員選挙については、極めて短期間での選挙事務処理が必要となつたが、選挙準備、投開票事務等を円滑に行い、適正に執行された。また、27年4月執行の区議会議員選挙の準備にも円滑に取り組まれた。</p> <p>区民の政治・選挙への関心を高めるための啓発の実施については、学校と連携し、子どもたちの主権者意識の醸成のため、中学校生徒会選挙への支援の拡大やミニ出前講座、公民授業の模擬投票への支援、明るい選挙啓発ポスターコンクールなどが取り組まれた。また、若年層に対する啓発としては、新たに成人の日のつどいにおいて模擬投票等による啓発などが取り組まれた。さらに、明るい選挙推進委員による啓発活動が行われた。</p> <p>今後、選挙権年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられ、来年の参議院議員選挙から適用されることになることも踏まえ、若年層に対する啓発の強化に取り組むとともに、ポスターコンクールの実施に合わせ、選挙標語を募集するなど、啓発活動を一層充実するとともに、投票率の向上に取り組みたい。</p>	<p>目黒区議会議員選挙の投票率は39.35%で、前回を僅かに上回った。しかし、低投票率傾向は変わらず、特に若年層の投票率は低い状況である。このような状況と公職選挙法が6月に改正となり、早ければ来年の参議院議員選挙から選挙権年齢が18歳以上に引き下げられることを踏まえ、選挙管理委員会事務局では、若年層の啓発強化に取り組んでいる。将来を担う児童・生徒たちに、早い段階から社会の一員、主権者としての自覚を持ってもらうよう、各学校と連携して選挙に関する学習及び啓発を行っている。これまででも実施してきた小学校・中学校での生徒会選挙等への支援及び出前講座を、更に充実させるとともに、今年度からは、区内都立高校に選挙出前講座開催を呼びかけ、1校（都立駒場高校）で実施、2校（都立国際高校・都立目黒高校）において実施予定である。</p> <p>今後も明るい選挙推進委員と連携し、啓発活動を一層充実するとともに、投票環境の改善も図り、投票率の向上に取り組んでいく。</p>

以 上